



ていますので、6月1日時点の法定雇用率の公表に併せて、結果を市ホームページ上で公表することとします。資料2ページの第3取組内容以降は、より具体的な取組について記載しています。障がい者の活躍を推進する体制整備として、雇用に関する実務担当者である障がい者雇用推進者及び障がい者である職員の職業生活における相談支援を行う担当者である「障がい者職業生活相談員」をそれぞれ設置します。両者はそれぞれ職員課長及び職員課労働安全衛生担当職員をもって充てることとし、既に選任しています。また、障がい者の活躍を推進する体制整備として、職員の人財育成にも取り組み、労働局が開催する職業生活相談員資格認定講習やセミナーに職員を派遣するほか、庁内においても障害者差別解消法に関する研修を始め、障がいに対する理解を深める研修を実施していきます。現に勤務している障がいがある職員については、面談等を通じて、業務と障がいの特性がマッチングできているかを点検することや、本人の異動があった際には、希望に応じて新所属長へ本人の情報の綿密な引継ぎをすることで、職場環境のソフト面の整備を図ります。その他、視覚障がいがある者のための拡大ディスプレイや、聴覚障がいがある者のための音声通訳アプリ等、必要に応じて可能な範囲でハード面の環境整備にも対応します。そのほか、採用試験時に可能な範囲で受験しやすくなるよう配慮することや、障がいの種別や程度、就労支援機関の登録の有無により受験者を排除しないことを取組として掲げています。

取組内容については、その実施時期を定め、年に一度その実施状況を公表することと定めています。セミナーや研修については毎年度末までに参加及び実施し、そのほかの取組については新たに障がいがある職員を採用した際や該当者から要求があった際に、随時対応することとし、翌年度の障害者雇用率の公表に併せて実施状況を公表することとします。

本計画について、意見等がありましたら、3月25日正午までに職員課まで連絡をお願いします。

市長 特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて、審議事項3「狛江市職員の働き方改革推進プランロードマップ（案）について」の説明をお願いします。

部長 同プランの具体的実現策を実施するためのロードマップとして、狛江市職員の働き方改革推進プランロードマップの策定について、審議をお願いします。本ロードマップの作成過程において、全庁の職員から働き方改革実現のためのアイデアを募集し、各部から選抜された職員有志により集約、整理の過程を経て別紙資料のとおり、実現に向けた具体策の例示としてまとめたものです。なお、アイデアの全体像は、本ロードマップの公表と同時に資料として添付します。

本ロードマップにより実現する将来像として、「(1) 昨日より今日、今日より明日は『一步でも仕事が楽になる』ようにする」ことであり、「(2) そのためには職員一人ひとりが時間・コストを圧縮する『小さな改善』を何でもいから始めてみる」こと、「(3) その結果の積み重ねは、『考える時間を生み出し』、職員が互いを尊重する余裕と、助け合える『風通しのよい職場』を創り出すこと」の3つを掲げています。また、「小さな改善」の取組事例を示し、各部署における業務内容、人員等及び組織の体力に応じて取り組み、順序や事例に縛られないことも示しています。

次に改善に向けた取組事例の見方について、(1) すぐに実施できるもの、(2) 資源拡充の結果全庁的に利用できるもの、(3) 新しい制度やツールの開発が必要になるものの3つを掲げています。(1) は各部署の業務内容、人員等により、早急に取り組むことで、楽になるための効果が期待できるもの、(2) は今ある資源を最大限に活かしつつ、改善実施の基礎となるインフラや機器等の資源を拡充することにより、全庁的に活用できるようになるもの、(3) は新しい制度やツールを創り出すために、今後準備検討の時間と他の取組における試行結果が必要となるものとなります。事業1から事業18までこれら具体策を配置しています。特に(2)、(3)については、牽引力となるべき存在が必要であることから、中心に進める課を設定し、関係各課と調整の上、実現に向けて努めていきます。

次に、本ロードマップの計画期間については、令和4年度からとし、終期は狛江市職員の働き方改革推進プランと合わせ、令和6年度までの3年間とします。

最後にロードマップによる効果の検証方法についてです。本ロードマップのねらいは、前向きに「一步でも仕事を楽に」することとしていることから、所属別年次休暇の職員一人当たりの平均取得日数及び所属別の職員一人当たりの超過勤務平均時間数の推移等に加え、本ロードマップの計画期間終了の令和6年度末時点に、職員からの意見集約によって効果を検証し、進捗を判定していきます。

各部で内容を確認いただき、意見等ありましたら、3月25日正午までに職員課まで連絡をお願いします。

市長 特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて、審議事項4「令和4年度こまめ応援寄附金の用途テーマ(案)について」を説明してください。

部長 各部からの応募のあったテーマから、狛江ならではの取組及び狛江市が強みとしている施策等の観点から、資料のとおり、5つのテーマ(案)に絞っています。これに、使い道を自由に記入できる「その他」と「使い道の指定

なし」の2項目を加えた、全7項目を令和4年度からのこまめ応援寄附金使途の指定先としたく、審議をお願いします。

市長 意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項5「狛江市第1次重層的支援体制整備事業実施計画(案)について」を説明してください。

部長 資料1ページを御覧ください。本計画(案)は狛江市第4次地域福祉計画で位置付けられ、令和4年度より実施を予定している重層的支援体制整備事業の具体的な事業実施内容を定めるものです。計画期間については、2ページにあるとおり、狛江市第4次地域福祉計画と合わせ、令和4年度から令和5年度までの2年間としています。なお、(仮称)狛江市第2次重層的支援体制整備事業実施計画は(仮称)狛江市第5次地域福祉計画と一体的に策定することを予定しているため、計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とすることを予定しています。計画体系上の位置付けについても、同ページに掲載するとともに、3ページからは重層的支援体制整備事業の概要を記載しています。4ページ後半から6ページにかけては、重層的支援体制整備事業の関わる範囲等の図を掲載しています。

8ページからは重層的支援体制整備事業で実施する5つの事業について記載しており、11ページからは既存事業である①「包括的相談支援事業」について、12ページからは世代や属性を超えて交流できる居場所の整備や、地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う②「地域づくり事業」について、19ページ後半からはひきこもり状態にある等、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や支援に拒否的な人に支援を届けるための事業である③「アウトリーチ等事業」について、23ページ後半からは、既存の各制度の社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に、社会資源等を活用して支援を行うことにより、社会とのつながりを作る④「参加支援事業」について、27ページ中絶からは、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例について、相談支援包括化推進員が調整役となり、多機関で協働して支援を行っていく⑤「多機関協働事業」について記載しています。

31ページからは支援会議と重層的支援会議についてです。表6のとおり、現在でも分野別に地域の気になる事例の情報共有等を行う会議体がありますが、支援会議は複数分野が跨る場合について対応するために、既存の会議体等を活用し、必要な関係者をプラスして行うこととしています。重層的支援会議については、支援会議とは異なり、個別ケースの支援のための会議となります。主に多機関共同でつくられたプランの適切性の協議や、そのプラン終結時の評価等を行う会議体であり、既存の会議体を活用するだけでなく、別に必要な関係者を集めて個別に開催することも可能な会議になります。

35 ページ後半からは計画の進捗管理について記載し、37 ページ以降は計画に関わる資料の一覧となっています。

計画の策定体制については、狛江市地域共生社会推進会議を開催し、実施計画に相当する箇所等について庁内での調整を行ったほか、市民福祉推進委員会において審議を行っています。

本計画（案）については、各部で確認いただき、意見等がありましたら3月25日正午までに福祉政策課まで連絡をお願いします。

市長 本件について、意見等ありますか。

副市長 資料巻末にインテーク・アセスメントシート等がありますが、これらは共通フォーマットとして全庁的に共有しないと支援体制が成り立たないと考えられますが、各課への説明及び運用方法について説明してください。

また、支援会議等についての記載はありますが、それらの会議等に持ち込むまでのアプローチ方法についても説明してください。

部長 各部署への説明については、重層的支援体制整備事業の運用等に係るマニュアルを作成し、説明会の開催を予定しています。その中で、各会議等へ持ち込みプラン作成までに至るプロセス等についても説明していきます。

副市長 マニュアルの作成及び説明会の実施時期はいつを予定していますか。

部長 令和4年4月中を予定しています。

教育長 マニュアルといっても、複合的な課題等についてはケースによって異なるため、レイヤー構造を作り、ケースによってどのように積み重ねていくかという構図がなければ、マニュアルを作成しても応用が利かないように思います。

部長 当事業に係るマニュアルの作成については、困難であると考えられることから、重層的支援体制整備事業の必要性や目的、本計画の策定までのプロセスを各課に説明し、共通理解とするといった方が適しているように思います。

市長 重層的支援は積み重ねていくことが必要とされますので、説明会等を実施しても理解が得られない可能性がありますので、各課にはより簡略的な説明を行い、そこで出た課題等を共有しながら支援体制を構築するのがいいのではないのでしょうか。また、福祉保健部に窓口がありますが、案件ごとに中心となっていく部署は変わりますので、考え方を柔軟に対応できるように各部からの視点及び議論を踏まえる等した上で、構築していくためにも、各部で確認等を行ってください。

他に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて、審議事項6「狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例（案）骨子に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」を説明してください。

部 長 　　狛江市まちづくり条例は、令和元年10月に最終改正して以来、事業者による土地の細分化や手続等、新たな課題が生じていることから、開発事業等の適用範囲や手続の見直しが必要と考え、令和3年10月1日付けで狛江市まちづくり委員会に提言を求めたのち、令和4年3月11日付けで提言をいただき、それを踏まえて改正（案）骨子を作成しました。

見直し内容についてです。1点目、狛江市まちづくり委員会の構成員数を15人以内から10人以内とし、学識経験者だけでなく、まちづくりに関する識見を有する者も含めるように見直します。2点目、開発等事業の適用範囲に、建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路を入れる場合を加えます。3点目、開発等事業及び大規模開発等事業構想の廃止規定及び近隣住民への周知の規定を加え、併せて一定期間以上手続が滞る場合には、その事業が廃止したものとみなし規定を加えます。4点目、事業完了後に開発等事業確認書又は検査済証の交付を受けずに事業地を使用することについて制限する規定を加え、併せて当該規定に反した場合には、勧告や公表の対象となるよう勧告の該当要件に加えます。5点目、地区整備計画が策定されており、かつ、狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に基づく地区内においては、大規模開発等事業構想の手続が不要と市長が認める場合に行わないこととします。6点目、小規模開発等事業の適用範囲について、集合住宅や一戸建て住宅を除く、延べ面積300平方メートル以上500平方メートル未満の建築及び事業施行面積300平方メートル以上500平方メートル未満の住宅の供給を目的とする土地の分割又は区画形質の変更を伴う宅地開発事業の2つを加えます。7点目、一団の土地において2以上の開発等事業等を行う場合の特例について、開発等事業等が隣接していなくとも土地所有者が同一又は同一だった等一団の土地において、同時に又は引き続いて同一の事業とみなすように改めます。なお、条例改正に伴い、狛江市まちづくり指導基準等の関係例規の整理も併せて行います。

今後のスケジュール等についてです。改正（案）骨子の内容については、各部で確認いただき、意見等あれば、3月29日正午までにまちづくり推進課まで連絡をお願いします。その後、各部からの修正を踏まえ、再度庁議に諮り、令和4年5月にパブリックコメントを実施予定です。パブリックコメント実施期間中は、YouTubeの市公式動画チャンネルにて説明動画を掲載するほか、市民説明会は1回実施する予定としています。パブリックコメント後は、令和4年第3回定例会に上程し、一部の改正規定を除いて、10月から6箇月の周知期間を経て、令和5年4月に施行を目指して、手続を進めたいと考えています

市 長 　　本件について、意見等ありますか。

- 副市長 猪方の浸水地域の高さ制限については、盛り込まないのでしょうか。
- 部長 高さ制限は都市計画や建築基準法による規制になりますので、地区計画の導入による緩和を検討したいと考えています。
- 市長 施設を管理する部署については、該当する可能性がありますので、確認をしてください。
- 部長 他に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。
- 市長 次に、報告事項1「多摩川小水力発電について」を報告してください。
- 部長 現在、多摩川で小水力発電ができないかを団体にて調査しており、机上構想にとどまらず具体的に計画設計し、電力接続や河川法手続が可能か関係機関に問合せをしている状況です。今後の進捗状況を把握するとともに、多摩川小水力発電の活用や連携について、検討を進めていきます。
- 市長 続いて、報告事項2「第四次狛江市子ども読書活動推進計画について」を報告してください。
- 部長 本計画は、狛江市立図書館協議会へ諮問及び検討を行い、パブリックコメント等実施後、寄せられた意見等を踏まえ、3月8日に当協議会から最終答申を受け、3月11日の教育委員会定例会で承認されました。
- パブリックコメントは9名の方から、計13件の意見をいただき、このうち、計画へ反映したものは2件、変更点には下線を付しています。市民説明会は、2月6日及び8日に実施し、計8名の方に参加いただき、本計画への主な意見等及び回答については106ページから記載しています。
- 素案からの変更点です。まず、101ページから新たに第7章を追加し、パブリックコメント及び市民説明会の実施結果について記載しています。また、パブリックコメントを反映した箇所については、12ページ第4章1(1)②(ア)に、「絵本を介して親子が向き合うきっかけを作り、心触れ合うひとときとなるよう努めます。」と追記し、24ページ第4章5(4)説明文中に、「より子どもたちの興味関心に寄り添った形での行事イベントや講座等の実施を工夫する」旨を追記し、25ページに「(ウ)先進的事例等の情報収集に努め、各施設の取組とも連携し、より子どもたちの読書意欲を喚起する取組を検討する」旨を追記しました。これに加え、庁内からの指摘及び図書館協議会の意見を踏まえ、13ページ第4章1(1)③(イ)に、「狛江市子育てポータルサイト「こまえ子育てねっと」等を活用し、乳幼児関連イベントのPRを行います。」と追記しています。
- また、教育委員の意見を踏まえ、より分かりやすく周知を図るため、別添の概要版を作成し、本計画と併せて公表します。なお、本計画は令和4年度4月からの計画のため、3月中に議会へ情報提供します。
- 市長 デジタル図書やオーディオブック等が流行し、徐々に導入され始め、狛江

市においても既に導入しています。オーディオブックを利用用途の1つとして、忙しい方が専門書等の購入の選定にも活用されているといいます。これまでは障がいのある方に対する活用方法を議論してきましたが、その結果が、障がいのない方の活用にもつながってきているということがあります。そのようなものも含めて、今ではスマートフォンやタブレットで本を読む時代に移り変わってきていますので、今後10年後、20年後を見据えて、進めてください。

その他ありますか。

部 長 令和4年度日曜窓口の開庁予定についてです。通常月である令和4年5月から令和5年2月の窓口開設については、各月の最終日曜日の午前9時から午後1時までとし、繁忙期である令和4年4月と令和5年3月については月2回の開庁とし、4月は1週目である3日と最終週である24日に、3月は第2週である12日と最終週である26日に開庁します。

開設窓口は、市民課、課税課、納税課、保険年金課及び子ども政策課手当助成係となります。なお、日曜窓口の周知については、広報こまえ及び市ホームページで周知しています。

市 長 他にありますか。

部 長 新型コロナウイルス感染症への対応に関する水道料金・下水道使用料の支払猶予の受付期間延長についてです。新型コロナウイルス感染症感染拡大を踏まえ、下水道使用料の支払が困難な市民に対する支払の猶予を、令和4年3月31日まで受付を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症による経済への影響等に鑑み、水道料金の新規受付期間が再度延長されることから、これに合わせて下水道使用料についても再度受付期間を延長することとしました。受付期間は令和4年9月30日までとし、受付は東京都水道局多摩お客様センターにて行います。猶予期間は申出から最長1年間とします。

市 長 他にありますか。

部 長 下水道課通信設備工事に伴う一部停電についてです。下水道課で管理する六郷排水樋管の遠隔操作を行う操作盤を、庁舎5階下水道課執務スペースに設置する工事を実施します。これに伴い庁舎5階の一部で停電が発生します。工事実施予定日は3月28日午後6時から午後10時までで、停電が発生する時間は午後7時から1時間程度の予定です。該当するコンセントは資料のとおりとなります。

市 長 ウクライナ人道支援についてです。狛江市においても1名ウクライナより避難された方がいます。市役所においても支援の必要性に応じて、対応を検討していただいておりますが、対応等ありますか。



部 長 受入先の世帯主の方から話を聞きまして、3月18日に入国し、現在は自宅にて隔離中とのこと。どのようなビザかは確認はできていませんが、長期ビザの取得に関する案内を行っていますが、通常では取得まで2箇月程度かかり、申請期間の短縮については現在のところ不明です。

市 長 保険証の件で何かありますか。

部 長 住民登録ができず、国民健康保険には加入ができないことから、無料定額診療所の案内が可能です。ただし、無料定額診療所で対応できない病気等もありますので、保険適応外の処置が必要になった場合には、別の対応が必要になります。

市 長 今後、国や東京都が一律にどのような対応及び方針になるかだと思いますので、東京都との調整及び情報交換を行いながら対応してください。

他にありますか。

部 長 狛江高等学校の地域社会貢献プログラム授業の発表会についてです。授業の一環として、狛江高等学校の生徒たちが、狛江市の観光や施策、まちの魅力について、1年間学習をするもので、狛江市観光協会が講師として講義し、生徒たちはそれを基に学習を進め、本日まとめとなる発表会がありました。

市 長 地域の問題や課題、それに伴う企画を考えるというもので、引き続き行っていくと伺っています。観光についての発表では市内の史跡や公園、カフェ等を高校生が取材し、そのインタビュー映像等を用いて、プレゼンテーションが行われていました。行政の政策としての提案もあり、高校生が観光大使に就任し、若者の視点から市のPRを行うといったものもありました。また、屋外音楽会場を作ってほしいという思いから、狛江駅北口の噴水前のステージについて、申請のデジタル化や利用料を安価にすることで、より使いやすくしてほしいという要望もありました。そのほか、和泉多摩川商店街の活性化の企画として、商店街店舗の狛江高等学校文化祭への出店、市民まつり等へのイベントに狛江高等学校が携わる等の企画もありました。

今後まちづくりをしていく中で、狛江高等学校の生徒と一緒に進めていくことも必要だと思いますので、連携をしていければと思います。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、3月29日午前10時30分から開催します。